建設・解体作業において発生する騒音・振動への配慮及び法に基づく届出について

福岡市には、建設・解体工事現場からの騒音・振動に関する苦情相談が、毎年数多く寄せられています。

建設・解体作業は、その特性上、短期間であることが多く、選択できる工法等にも限りがあるため、実施可能な対策には限界がありますが、非常に大きな騒音・振動が発生する恐れがあり、工事関係者の皆さまの騒音・振動防止に向けた取組が必要不可欠です。

また、建設・解体作業による騒音・振動から生活環境を保全するために、騒音規制法及び振動規制法で特定建設作業が定められていますが、市民から寄せられる苦情相談は、ニブラ等の圧砕機、作業員の資材の投げ落としなど、それ以外のものが多くを占めており、これらへの配慮も含めて工事全体において、より積極的な対応が求められています。

建設・解体作業の実施にあたり、騒音・振動苦情を未然に防止する観点から、以下の資料をご確認いただき、周辺の生活環境に十分配慮した工事を実施して下さい。

なお、特定建設作業を福岡市内で実施する場合は、当該作業を実施する区の生活環境課へ届出が必要です。期限までに届出を行ってください。

建設・解体工事で留意頂きたい事項　…　別紙１（次ページに留意事項）

法に基づく届出が必要な作業（特定建設作業）について　…　別紙２

※　*特に、電動ピックやハンドブレーカーの届出漏れが散見されます。*

届出は**来庁不要のオンライン申請**も可能です　…　別紙３

別紙１

建設・解体工事に際しての留意事項

工事の計画・準備段階

◎**工事現場周辺の住民**（騒音・振動の影響が予測される範囲の住民）**等に対して、工事の計画や内容を可能な限り対面により説明**して、理解を得るように努める。
（中高層階の住民も対象とするなど、説明範囲は広めに取ること）
◎周辺住民から工事計画、概要等について説明を求められた場合、丁寧に対応する。
◎**工事現場周辺の状況を事前に把握**し、**必要に応じ家屋調査**等の実施を検討する。
◎**工事計画の策定にあたっては**、工事現場の周辺状況等を勘案して、**極力低騒音・低振動の工法や建設機械を採用するとともに、防音塀、防音パネル、防音シートなどを設置して、更なる騒音低減に努める。**
◎**日曜日、祝日等の休日や早朝、夜間に、著しい騒音・振動が発生する作業は行わな**いように、工事工程を検討する。

工事期間中

◎**複数の建設機械の同時使用を少なく**し、その**配置を可能な限り周辺住宅等から離す**。
◎**建設機械の使用にあたって、丁寧な操作**により騒音・振動の発生抑制に努める。
◎工事現場への**資機材の搬出入、資材の積み下ろしの作業等も騒音・振動に配慮**する。
◎時間待ち車両のエンジン音、話し声、ラジオ等の不要な騒音により、周辺住民に迷惑をかけないように配慮する。
◎**工事期間中に工法、使用機械、防止対策又は作業時間等を変更した場合**や**工事工程が当初予定よりも延びる場合、著しい騒音・振動が発生すると予測される作業時**には、必要に応じて**周辺住民に再度周知**を図り、理解を得るように努める。

周辺への説明・看板の設置はお済みですか？？

特定建設作業のしおり

R5.4

特定建設作業を実施する場合は、**当該作業を開始する日の７日前**（届出日及び作業開始日を除く７日前）までに、当該作業を行う区役所生活環境課に届出書を提出しなければなりません。

１　特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、指定地域内において３ページの表中〇印の機械を使用する作業のことです。（「－」印の作業は該当しません。）

ただし、当該作業が作業を開始した日に終わる場合は特定建設作業から除かれます。

なお、低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーについては対象外です。（下記ステッカーが貼付してあるもの）

右図のステッカーが添付された建設機械（「’97基準値」と記載）については、「特定建設作業実施届出」の必要はありません。

注意！

「建設省指定’89」と記載された建設機械については指定が取り消されており、届出が必要ですのでご注意ください。

「’97」であるもの

※特定建設作業は、原則として日・祝日に行うことはできません。作業日の例外については２ページの「適用除外について」をご覧下さい。

２　届出の手続

◎　届出義務者は、工事の施工方法・工期を統括管理している元請業者です。

１）届出の期限：特定建設作業開始の７日前（届出日及び作業開始日を除く７日前）までに提出してください。（７日前が閉庁日にあたるときはその前日までに提出）

例　作業開始日：７月 13 日(金)

⇒ **届出期限：７月５日(木)**

日	月	火	水	木	金	土
				5	6	7
8	9	10	11	12	13	

届出期限　作業開始日

２）届　出　先：特定建設作業を行う場所の区役所生活環境課

３）提 出 部 数：２部（届出書・添付書類）

４）添 付 書 類：工事現場の付近見取図
特定建設作業の工程を明示した工事工程表
道路使用許可証の写し等（道路使用許可条件等で夜間や日曜、休日に作業する場合のみ必要）

５）本 人 確 認：押印を求める手続きの見直しに伴い、届出書への押印が不要となりました。
今後は、届出時に本人確認をさせていただくこととしております。なお、従来通り届出書に押印（届出者印）がなされている場合は、本人確認を省略いたします。

工程表記入例

月・日 使用機械	7/5 木	6 金	7 土	⑧ 日	9 月	10 火	11 水	12 木	13 金	14 土	⑮ 日	⑯ 月祝	17 火	18 水	19 木
バイブロハンマ															━
ブレーカー									━	━			━		
備　　考	日・祝日は作業を行わない。　　━ 特定建設作業														

３　作業にあたってのお願い

近年、建設工事に伴う騒音・振動・粉じん等の苦情が多発しています。作業開始にさきだち周辺住民に工法・作業日程等の説明を十分に行い、周辺の生活環境を損なうことのないよう、できるだけ低騒音・低振動の工法や機械を採用したり、防音シート等の設置や散水等によって騒音、粉じんを極力抑えるなどし、苦情の未然防止に努めてください。

４　指定地域

図面は環境局環境保全課に備え縦覧しています。

１）騒音規制法

（平成９年３月 31 日福岡市告示第 74 号　最終改正 令和３年３月 29 日福岡市告示第 119 号）

区域の区分	用　途　地　域　等
第１種区域	第１種低層住居専用地域・第２種低層住居専用地域・第１種中高層住居専用地域・第２種中高層住居専用地域
第２種区域	主として、第１種住居地域・第２種住居地域・準住居地域・近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域・都市計画区域外
第３種区域	主として、近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域
第４種区域	主として、工業地域・工業専用地域
除 外 地 域	福岡空港

２）振動規制法

（平成９年３月 31 日福岡市告示第 77 号　最終改正 令和２年３月 23 日福岡市告示第 93 号）

区域の区分	用　途　地　域　等
第１種区域	主として、第１種低層住居専用地域・第２種低層住居専用地域・第１種中高層住居専用地域・第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域・第２種住居地域・準住居地域・近隣商業地域（容積率200%）・市街化調整区域・都市計画区域外
第２種区域	主として近隣商業地域（容積率300%）・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
除 外 地 域	福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

５　規制基準

区　分 規 制 種 別	騒　音		振　動	***適用除外
	*1号区域	*2号区域	**1号区域	
敷地境界における騒音・振動の大きさ	８５デシベル以下		75デシベル以下	―
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時	7時～19時	①②③④
１日における延作業時間	10時間以内	14時間以内	10時間以内	①②
同一場所における作業期間	連続6日以内			①②
日曜その他の休日における作業	禁　止			①②③④⑤

＊騒音の地域区分

１号区域：騒音規制法による指定区域のうち第１種、第２種、第３種区域の全域及び第４種区域のうち学校等の敷地の周囲 80m以内の区域

２号区域：１号区域以外の区域

＊＊振動の地域区分

１号区域：振動規制法による指定区域全域（指定区域図中の斜線部分は振動規制法の指定区域から除外されているので規制対象外です。）

＊＊＊適用除外について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省・建設省告示１号　　平成 12 年３月 28 日　環境庁告示 16 号改正）

① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
② 人の生命・身体危険防止のため必要な場合
③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）条件が付された場合
⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

なお、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められる場合は、改善勧告または改善命令の対象となります。

① 特定建設作業の種類

特定建設作業			騒音	振動	備　　考
くい打機・くい抜機・くい打くい抜機	既成くい	ディーゼルパイルハンマ	○	○	
		ドロップハンマ	○	○	
		もんけん（人力）	－	－	
		油圧ハンマ	○	○	
		エアーハンマ	○	○	
		バイブロハンマ	○	○	
		油圧圧入、ワイヤ圧入	※	－	※ くい打機及びくい抜機は届出対象 圧入式くい打くい抜機（サイレントパイラ等）は対象外
		プレボーリング工法 （アースオーガ＋直打工法）	－	○	
		プレボーリング工法 （アースオーガ＋根固め）	－	－	
		中堀工法 （アースオーガ＋直打工法）	－	○	
	場所打くい	オールケーシング工法 （ベノト工法）	－	－	
		アースドリル工法	－	－	
		リバースサーキュレーション工法	－	－	
		地中連続壁工法	－	－	
びょう打機		リベットハンマ	○	－	びょう打機以外（インパクトレンチ、電動レンチ、油圧レンチ等）は対象外
さく岩機	さく孔を主とするさく岩機	ハンドハンマ（ジャックハンマ、シンカ）	○	－	1日50m以上移動する作業を除く
		レッグドリル（レッグハンマ）	○	－	
		ストーパ	○	－	
		ドリフタ	○	－	
	ブレーカー	ジャイアントブレーカー	○	○	1日50m以上移動する作業を除く コンクリートカッター、コンクリート圧砕機（ニブラ等）は対象外
		油圧ブレーカー	○	○	
		クローラドリル	○	○	
		ハンドブレーカー	○	－	
		電動ピック	○	－	
空　気　圧　縮　機（定格出力15kw以上）			○	－	電動式のもの、または、さく岩機の動力として使用するものは除く
コンクリートプラント(0.45m^{3}以上)			○	－	モルタル製造用プラントを除く
アスファルトプラント(200kg以上)			○	－	
鋼球			－	○	
舗装版破砕機（ハンマを落下させるもの）			－	○	1日50m以上移動する作業を除く
バックホウ　（定格出力80kw以上）			○	－	低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたものを除く
トラクターショベル（定格出力70kw以上）			○	－	
ブルドーザー（定格出力40kw以上）			○	－	

６　電子申請について

令和５年４月より電子申請でも届出を受け付けます。具体的な申請方法については、市ホームページに掲載している「オンライン申請マニュアル」をご確認ください。

なお、オンライン申請に関するお問い合わせは申請を行う区役所生活環境課へお願いします。

提出先（作業を行う場所の区役所生活環境課）

東　区生活環境課	東区箱崎２丁目 54-1	ＴＥＬ　６４５－１０２４
博多区生活環境課	博多区博多駅前２丁目 8-1	ＴＥＬ　４１９－１０７０
中央区生活環境課	中央区大名２丁目 5-31	ＴＥＬ　７１８－１０９２
南　区生活環境課	南区塩原３丁目 25-1	ＴＥＬ　５５９－５１０１
城南区生活環境課	城南区鳥飼６丁目 1-1	ＴＥＬ　８３３－４０８７
早良区生活環境課	早良区百道２丁目 1-1	ＴＥＬ　８３３－４３４３
西　区生活環境課	西区内浜１丁目 4-1	ＴＥＬ　８９５－７０５３

福岡市

別紙３

オンライン申請できます
＜特定建設作業実施の届出＞

申請方法【提出期限：特定建設作業開始の7日前まで（届出日及び作業開始日は除く）】

※期限を過ぎた場合は、区生活環境課へお問い合わせください。

① 福岡市ホームページ「特定建設作業の届出について」にアクセス

福岡市　特定建設作業

検索

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/netdetetuduki/kakushu-gaiyou/002.html

②「インターネットによる届出（Grafferスマート申請）」→特定建設作業を行う「区」をクリック

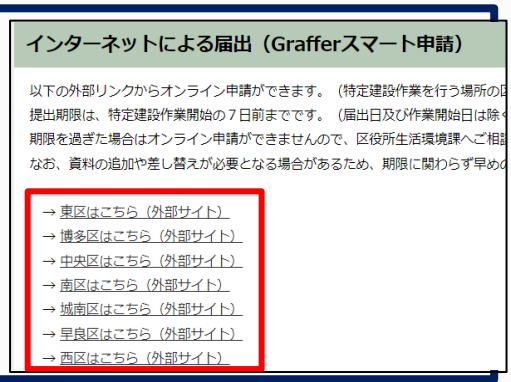

③「ログイン（アカウント必要）」または「メール認証」

※アカウントを作成・申請した場合、２回目以降同一区で申請する際は、過去の申請内容を元に新規申請が可能

④　申請フォーム入力（作業内容等）

⑤ この内容で申請する をクリックして申請完了！

※申請内容に不備がある場合等、随時Eメールアドレス宛て連絡が届きます。

◆特定建設作業の届出に関するお問い合わせ◆

東　区	生活環境課	TEL：092-645-1024	Mail：seikatsukankyo.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
博多区	生活環境課	TEL：092-419-1070	Mail：seikatsukankyo.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
中央区	生活環境課	TEL：092-718-1092	Mail：seikatsukankyo.CWO@city.fukuoka.lg.jp
南　区	生活環境課	TEL：092-559-5101	Mail：seikatsukankyo.MWO@city.fukuoka.lg.jp
城南区	生活環境課	TEL：092-833-4087	Mail：seikatsukankyo.JWO@city.fukuoka.lg.jp
早良区	生活環境課	TEL：092-833-4343	Mail：seikatsukankyo.SWO@city.fukuoka.lg.jp
西　区	生活環境課	TEL：092-895-7053	Mail：seikatsukankyo.NWO@city.fukuoka.lg.jp

◆騒音・振動規制に関するお問い合わせ◆

環境局 環境保全課 騒音・振動係　TEL：092-733-5386　Mail：k-hozen.EB@city.fukuoka.lg.jp

工事の前に
もう一度確認を！

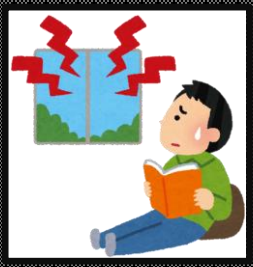

建設・解体・営繕工事を実施するみなさまへ

CHECK!! **届出漏れ**（特定建設作業）
はありませんか？？

～以下の機械も対象です、届出漏れのないように～

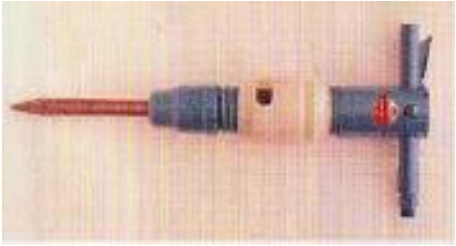

□ ハンドブレーカー、電動ピック

□ 空気圧縮機（コンプレッサー）★

★単体で使用する場合　例：管更生、高圧洗浄等

道路占用許可だけでなく、
特定建設作業に該当する作業を行う場合は事前の届出※が必要です。

（※作業が開始日に終わる場合は除く。）

写真：「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」（環境省）より

CHECK!! **周辺への説明・看板の設置等**
はお済みですか？？
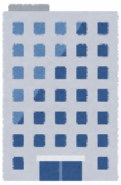
工事の影響は予想よりも広範囲に及んでいることが多いです 。
工事現場の広さや建物の高さ、また周辺環境に合わせて、
周辺への**説明範囲は広めに、丁寧に**実施をお願いします。
工事開始後のトラブル回避につながります。